

令和 7 年度
消費者志向経営優良事例表彰
募集要領

本募集要領について

本募集要領は、事業者が消費者志向経営優良事例表彰に応募するに当たり、応募シートの設問に回答する際の指針となることを目的とし、以下の項目について記載しています。

1.	消費者志向経営とは……………	2
2.	消費者志向経営優良事例表彰とは……………	3
3.	応募資格……………	4
4.	選考基準……………	5
5.	応募について……………	6
6.	記入ガイド……………	7
7.	選考について……………	9

1. 消費者志向経営とは

消費者庁では、消費者志向経営を、持続可能な社会に貢献することを目的とした、『「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」を向上させる経営』と定義しています。定義に含まれる三つの要素は以下のとおりです。

○消費者

事業者が提供する商品・サービスについて現在又は将来、利用又は関与する可能性のある主体※

※消費者の多様化の結果、捉えられる消費者の例

高齢者、外国人、障がい者、地域住民、エンドユーザー、従業員等

○共創・協働

事業者が消費者との双方向コミュニケーションにより、消費者がわくわくする商品・サービス・体験を共有し、消費者と WIN-WIN の関係になること

○社会価値

事業者が本業を通して、地域や社会の課題解決に寄与し、社会全体の持続可能性の向上を目指すことから生み出されるもの

消費者志向経営の推進に当たっては、事業者が行政や消費者と連携し、消費者目線で、「みんなの声を聴き、かついかすこと」、「未来・次世代のために取り組むこと」及び「法令の遵守／コーポレートガバナンスの強化をすること」に取り組むことにより、消費者の信頼を獲得し、持続可能な社会の構築に向けて貢献することが望まれます。

2. 消費者志向経営優良事例表彰とは

消費者志向経営優良事例表彰（以下「本表彰」という。）は、消費者庁が平成30年度から実施しているもので、消費者志向経営に関する優れた取組を行う事業者を表彰することで広く周知啓発し、消費者志向経営の推進を図ることを目的としています。

各事業者におかれては、SDGsをはじめとする社会課題の解決に取り組んでおられますが、消費者との共創・協働による取組を広く募集し、その優れた取組を表彰します。

消費者庁では、本表彰を通して、消費者志向経営が社会の基本認識になることを目指しています。

なお、本表彰における表彰数は以下のとおりです。

- ・内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）が行う表彰…1件程度
- ・消費者庁長官が行う表彰…複数件

また、上記に加えて以下を表彰します。

- ・グリーン志向の消費行動の促進事例に対する特別表彰…1件程度

※選考状況に応じて、上記のほかに特別表彰を若干数設けることがあります。

3. 応募資格

本表彰への応募は、以下に掲げる(1)から(3)までのいずれも満たす事業者であれば、応募できます。

- (1) 応募時点で以下の①及び②のいずれにも該当しない事業者であること。
 - ① 反社会的勢力と関係を有する事業者
 - ② 公序良俗に反する行為を行った事業者
- (2) 本表彰で、直近の2年間において連続して表彰されていない事業者であること。
- (3) 消費者関連法令(注1)に関して、過去2年間のうちに不利益処分等を受けていない事業者であること。

(注1) 消費者関連法令とは、消費者庁が所管する法令に加え、広く消費者の生命身体・財産の安全に関する法令を含むものとする。

※応募事業者は、応募後に消費者関連法令に関して不利益処分等を受けた場合又は不利益処分等を受ける可能性が生じた場合は、速やかにその旨を消費者志向経営優良事例表彰事務局宛てにお知らせください。

(この場合、当該事業者について応募を取り消すことがあります。)

4. 選考基準

- ① 消費者と共創・協働した模範的な取組になっているか
- ② 自社の強みをいかした独自性のある取組になっているか
- ③ 社会価値を顕著に向上させる取組になっているか

という観点から、「消費者志向経営優良事例選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において総合的に評価し、選考を行います。

また、「経済価値の向上」及び「消費者とのコミュニケーションを通じ消費者の行動変容を促していること」への言及があった場合は評価要素とします。

さらに、「消費者志向自主宣言を実施済事業者の応募の場合」、「フォローアップ実施済事業者の応募の場合」、「今後消費者志向自主宣言を実施予定の事業者の応募の場合」、「複数事業者での応募の場合（後述）」及び「中小企業（注2）の応募の場合」についても評価要素とします。

（注2）大企業／中小企業の区別は、原則、中小企業庁の定める「中小企業・小規模企業者の定義」に準じて行うこととします。

・「中小企業・小規模企業者の定義」（中小企業庁 HP から）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

グリーン志向の消費行動の促進事例に対する特別表彰は、環境に配慮した商品・サービスの提供や環境に配慮した取組の結果、消費者が環境に配慮した行動を取ることを促している事例を、選考対象とします。

※詳細については、「消費者志向経営優良事例表彰 Q&A」を確認ください。

5. 応募について

- (1) 消費者庁ウェブサイトへアクセスし、応募シート（エクセルファイル）等関係書類をダウンロードしてください。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/consumer_oriented_management/propulsion_organization/#commendation
- (2) 応募シートの【表紙】に必要事項を記入いただくとともに、【Ⅰ. 選択肢式シート】及び【Ⅱ. 自由記述シート】の各設問に回答を記入してください。
- (3) 消費者庁ウェブサイトの「令和7年度消費者志向経営優良事例表彰応募フォーム」に必要事項を入力の上、記入いただいた応募シートをアップロードし、令和7年10月17日（金）までに提出してください。
https://contact.caa.go.jp/consumer_partnerships/consumer_oriented_management-004.html

なお、同一の事業者が「1事業者での応募」と「複数事業者での応募」の両方に応募することも可能です（同一の事業者が、異なる事業者との組合せで「複数事業者での応募」に2件以上応募することも可能です。）。

複数事業者の例としては、同業他社、異業種、サプライチェーン、自治体と事業者等が挙げられます。

「複数事業者での応募」の際は、応募に当たって以下の点に留意願います。

- ・応募シートは、応募事業者ごとにダウンロードし、記入してください。
- ・【Ⅱ. 自由記述シート】については、代表事業者のみ回答を記入してください（代表事業者以外の事業者は記入不要です。）。
- ・代表事業者が、全ての応募事業者の応募シートを一つのZIPファイルに取りまとめの上、消費者庁ウェブサイトの「令和7年度消費者志向経営優良事例表彰応募フォーム」に必要事項を入力して、取りまとめた応募シート（ZIPファイル）をアップロードし提出してください。

6. 記入ガイド

(1) 【表紙】について

「業種」欄については、以下のとおり、「日本標準産業分類」に基づき、該当する記号を入力ください。

A	農業、林業
B	漁業
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス事業
R	サービス業（他に分類されないもの）
S	公務（他に分類されるものを除く）
T	分類不能の産業

(2) 【Ⅰ. 選択肢式シート】について

- ① 消費者志向経営を行うに当たっての基本的な事項については「基本要件」として「★」印を付けています。
- ② 選考過程において、回答内容についてエビデンスの御提出をお願いする場合があります。

(3) 【Ⅱ. 自由記述シート】について

- ① 自社の消費者志向経営の取組について、1,000～1,200字程度を目安として自由に記載してください。
- ② 消費者志向経営の特徴である、「みんなの声を聴き、かついかすこと」、「未来・次世代のために取り組むこと」及び「法令遵守・コーポレートガバナンスを強化すること」を踏まえた活動について記入してください。

- ③ 記載いただいた内容について、「消費者と共創・協働した模範的な取組になっているか」、「自社の強みを活かした独自性のある取組になっているか」及び「社会価値を顕著に向上させる取組になっているか」という観点から選考を行います。加えて、「経済価値の向上」及び「消費者とのコミュニケーションを通じ消費者の行動変容を促していること」への言及があった場合は評価要素とします。
- ④ 環境に配慮した商品・サービスの提供や環境に配慮した取組の結果、消費者が環境に配慮した行動を取ることを促している優れた事例を、グリーン志向の消費行動の促進事例に対する特別表彰として選考を行います。
- ⑤ 以下 URL より消費者志向経営の取組に関するチェックシート（高度化編）を参照いただき、自由記述の参考としてください。
- https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/propulsion_organization/index.html
- ※同チェックシートのうち「戦略の策定」、「戦略の実行」、「評価・改善」及び「ストーリーの独自性」に関する項目を参照ください。
- ⑥ 過去の表彰事例は以下から御確認いただけます。
- https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/propulsion_organization/commendation/
- ⑦ 自由記述の記載内容の補足資料（Word・PowerPoint・PDF 等 A4・3枚まで）があれば、応募フォームであわせて御提出ください。また、記載の参考となるウェブページがあればURL（三つまで）を掲載ください。
- ⑧ 応募事業者が、本表彰において過去に表彰されている場合、当該事業者については、その過去の表彰内容とは異なる取組を基に選考を行います。
- ⑨ 応募事業者が、本表彰以外に消費者庁が実施している表彰において過去3年間のうちに表彰されている場合、当該事業者については、その過去の表彰内容とは異なる取組を基に選考を行います。
- ※詳細については、「消費者志向経営優良事例表彰 Q&A」を確認ください。

7. 選考について

(1) 今後の予定

令和7年 8月8日(金)～10月17日(金)	募集期間
令和7年10月20日(月)～	選考期間
令和7年12月～ 令和8年1月	受賞者の決定及び公表
令和8年 2月中旬(予定)	表彰式

(2) 審査について

選考委員会において、前項の選考基準に基づき審査を行います。

利益相反を避けるため、選考委員会の各委員に対しては、応募事業者との間の利害関係の有無について事前に報告を求めます。

なお、選考に当たり、選考委員、消費者志向経営推進組織（注3）及び事務局（消費者庁及び公益財団法人消費者教育支援センター）が、各応募者の御提出資料を拝見いたします。

（注3）消費者志向経営推進組織：一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、公益社団法人消費者関連専門家会議、一般社団法人日本ヒープ協議会、一般社団法人全国消費者団体連絡会、公益社団法人全国消費生活相談員協会及び公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

(3) 結果の公表について

受賞者の取組については、公表させていただきます。

なお、選考委員等の率直な意見交換の確保の観点等から、受賞者の取組のみ公表し、各取組の審査結果については公表を差し控えさせていただきます。

以上